

番号：150695

国名：ベトナム

担当：ベトナム事務所

案件名：北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年10月上旬から2015年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.93M/M、合計 1.43M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	28日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 50点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
 - ③語学力 15点
 - ④その他学位、資格等 15点
- (計100点)

類似業務	農業分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ベトナムの1人当たりのGDPは2013年に1,900USDを超え、中進国入りした後も毎年着実に経済成長を果たしている。中でも農業は、1986年以降のドイモイ（刷新）政策以降着実に発展しており、農産物の生産量は増大し、食料の安全保障の問題はほぼ解消され、近年はコメなどの主要農産物を筆頭に、野菜や果物などの海外への輸出が増大している。

一方で、農産物生産の拡大に伴い、農薬や化学肥料等の使用量が増大しており、残留農薬や微生物による汚染などへの懸念から、農産物の安全性の低さが問題となっている。ベトナム政府は、農産物の安全性の重要性を認識しているものの、安全性の向上には、生産技術のみならず、加工、流通過程での取り組みが必要となるほか、土壌、水、大気、農作物の検査体制の確立など幅広い対策が求められることから、十分な成果をあげられていない状況である。

ここで、ベトナム農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development：MARD）は、2008年に「Viet GAP（Good Agriculture Practice）」を策定し、65項目からなるチェック項目により農産物の安全性を確保しようと、農業従事者への強制力をもたせた技術基準の普及を目指した。しかしながら、65項目のチェック項目には、農産物の栽培に直接関係のない項目（農業従事者は年1回健康診断を受診する義務がある、12歳以下の子供は農業に従事してはいけないなど）が多くあること、さらにはViet GAPでは第三者機関認定制度が導入され、農家は毎年農産物の安全性に関する認定を有料（2,000USD）で受けなければならないが一般の個別農家ではその資金を捻出することが出来ないことから、この技術基準の普及は進まなかった。

この問題に対し、我が国はベトナム政府からの要請を受けて2010年7月から2013年12月までの3年6ヵ月間、安全作物生産に関する意識と生産技術の向上を目的とした「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、ベトナム北部のハナム省、フンエン省、クワニン省の3省にパイロットサイトを設置し、安全野菜栽培にかかる技術指導を行い、さらには現地農協および農家の栽培技術力、経済力等を考慮して、個別貧困農家にも適用可能な安全野菜栽培技術規範となる「Basic GAP」を提唱した。このBasic GAPは上記「Viet GAP」の65項目のチェック項目の中から、栽培技術に直接関係する主要な26項目のみを抽出し、記帳による自己申告制を導入したものである。また土壌や水質の検査費用、農産物の洗い場、ごみ容器の設置など、最低限の初期投資のみを必要とする制度とし、農業従事者への強制力を持たせない技術規範とした。さらに、この3省の取組みや成果を普及・拡大させるため、ハイフォン市、ホアビン省、タイビン省の3省にも普及指導を行った。この結果、パイロットサイトにおいて、従来は農家の経験と勘に頼っていた栽培にかかる肥料や農薬等の投入量が、記帳により農家自身が投入量を定量的に把握することが出来るようになり、結果として投入量を節約することが可能となり、農家の営農状態が改善した。さらに、クワニン省のハロン市では、市が主体となり、既存の市場に直売所を設け、ラッピングを工夫し他の野菜とは差別化を図ることで、通常よりも高い値段で販売が可能となった。

このような背景から、2014年7月にMARDは「Basic GAP」を技術規範として正式に承認した。今般、MARDは「Basic GAP」の更なる普及・拡大により、安全作物の栽培・普及を促進するため、上記プロジェクトの後継案件に位置付けられる「北部地域における安全作物の信頼性向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施に係る支援を我が国に要請した。

今回実施する詳細計画策定調査は、上記背景を踏まえ、要請内容の確認、先方政府関係者との協議を経て、協力計画を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICAからの調査団員等と協議・調整しつつ5項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、他の団員と協力してプロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2015 年 10 月上旬～10 月中旬)

- ア 要請背景・内容を把握する。
- イ 担当分野に係る調査計画・方針を検討する。
- ウ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- エ ベトナム国関係機関 (C/P 機関等)、他ドナーに対する質問票 (案) (英文) を作成する。
なお、質問票は、JICA ベトナム事務所にて越語に翻訳するため、出来次第、JICA ベトナム事務所に送付のこと。
- オ 「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」の成果を踏まえて、要請内容に基づき PDM(案)、PO(案)及び事業事前評価表(案)の担当分野関連部分を作成する。
- カ 機材投入の必要性及び価格調査方法を検討する。
- キ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ク 調査団内打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015 年 10 月中旬～11 月上旬)

- ア JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- イ ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ウ 事前に配布した質問票を回収・整理するとともに、以下の情報・資料の収集、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、現状を把握する。
 - (ア) ベトナムの開発計画における本プロジェクトの位置付け
 - (イ) ベトナムの開発計画・政策の動向
 - (ウ) プロジェクト実施体制
 - (エ) プロジェクト投入・予算計画
 - (オ) 要請書において「Basic GAP」の普及対象とされているベトナム北部 13 省の安全作物栽培に関する現状
 - (カ) ベトナム北部 13 省の農畜産物を取り扱う生産者、流通主体、加工業者、販売主体の規模、関係者数、経済規模等に関する現状
 - (キ) ベトナム北部 13 省の農協の事業に関する現状
 - (ク) 農村社会における男女の役割や意思決定プロセスにおける男女間の違いに関する現状
- エ 参加した協議について議事録の作成を行う。
- オ 本案件の PDM (案)、PO (案) の作成に協力する。
- カ ベトナム側関係者との協議で合意された内容につき、R/D (案) 及び M/M (案) の取り纏めに協力する。
- キ 評価 5 項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表 (案) の作成に協力する。
- ク 担当分野にかかる現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015 年 11 月上旬～11 月中旬)

- ア 事業事前評価表 (案) (和文・英文) を作成する。
- イ 帰国報告会、団内打合せに出席する。
- ウ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成し、全体の取り纏めに協力する。なお、JICA ベトナム事務所にて越語に翻訳するため、作成次第 JICA ベトナム事務所に送付のこと。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) ～ (2) のすべてとする。

- (1) 事業事前評価表 (案) (和文・英文)
 - (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)
- 上記 (1) ～ (2) については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年10月11日～2015年11月7日を予定しています。本業務従事者は、他の調査団員に3週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICAベトナム事務所次長）
- イ) フードバリューチェーン（JICA／農林水産省）
- ウ) 協力企画（JICAベトナム事務所）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上
英語⇄ベトナム語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
現地調査のスケジュールアレンジ及び訪問先へのアポとり
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を希望される方は当機構ベトナム事務所山本（メール：Yamamoto.Satoshi@jica.go.jp）までご照会ください。

- ・「農産物の生産体制および制度運営能力向上プロジェクト」終了時評価報告書

(3) その他

- ①農業分野への知見があることが望ましい。
- ②複数業務従事者提案の禁止
業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAベトナム事

務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

④不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上